資

料

(法人課税等) (消費税の課税の適正化)

中小法人に対する軽減税率

平成 22 年度税制改正大綱 (平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)

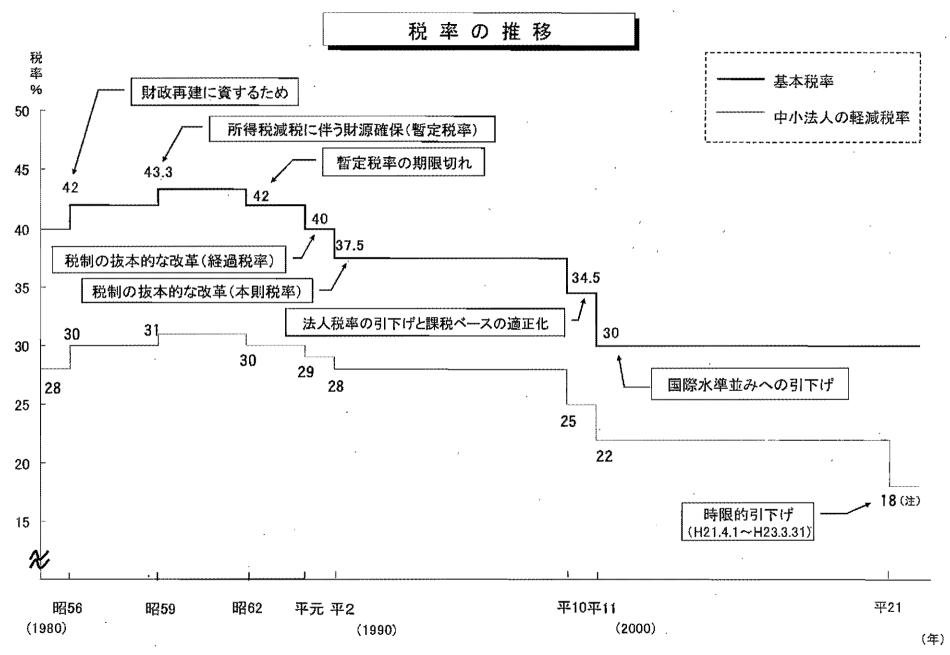
「・・・厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。」

税制改正要望(経済産業省)

「財源確保と合わせ、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早急に引き下げる。」

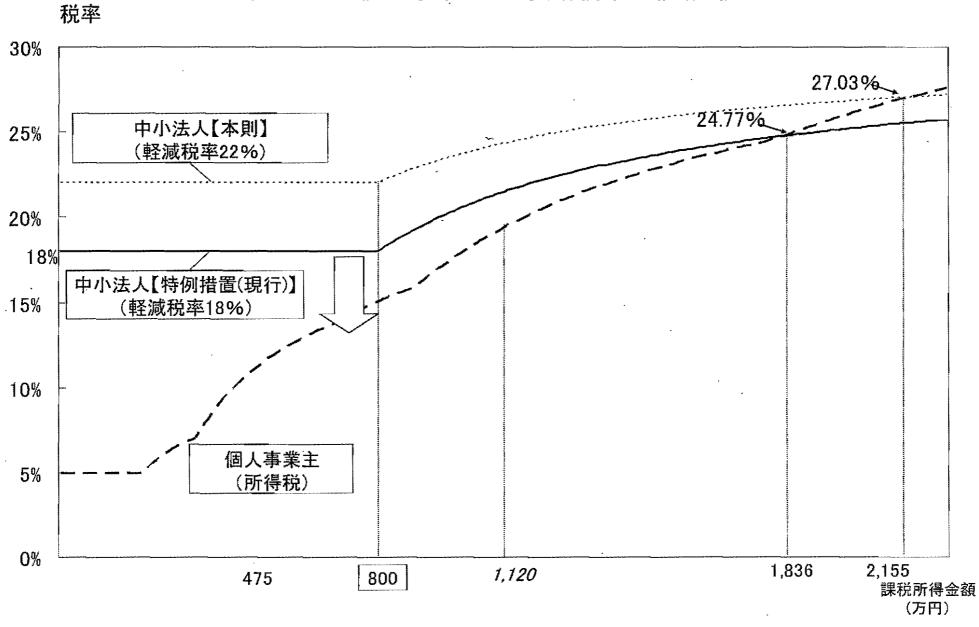
検討の視点

- 基本税率(現行30%)とのバランスをどう考えるか
- 個人事業主に適用される所得税の税負担とのバランスをどう考えるか
- 税制改正大綱を踏まえ、課税ベースの見直しによる財源確保をどう図るか



(注) 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に終了する各事業年度に適用される税率。

中小法人と個人事業主との実効税率比較(国税)



総合特区制度

○ 新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)(抄)

11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区(仮称)」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。

○ 制度概要(新成長戦略実現会議 10月21日)

目 的: 〇 国・地域を通じた規制・制度改革を基軸として、地域活性化の取り組みを促進し、政策課題の解 決、成長戦略の推進を図るとともに、地域主権改革の推進に寄与。

○「国際戦略総合特区」と「地域活性化総合特区」の2種類の総合特区を設置。

政策手段: ② 規制・制度改革を基軸とし、税制・財政・金融上の支援措置等を実施。

<u>手</u> 続:	○ 地域活性化推進本部(仮称)(本部長:内閣総理大臣、メンバー:全閣僚)において基本方針を策定○ 自治体等が総合特区の提案を実施○ 国として推進すべき提案につき地域活性化推進本部(仮称)が総合特区として指定
要 件:	 ○ 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること ○ 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること ○ 地域の「本気度」を示す責任ある関与があること(例:地方税の減免、地域独自の補助金、住民負担を伴う規制強化、自らの権限に係る規制緩和、組織や体制の強化等) ○ 今後の地域活性化を進める上で有効な国の規制・制度改革の提案があること等

○ 税制措置に係る具体的要望内容(内閣府)

<国際戦略総合特区>

- 機械・装置・建物等の取得に係る投資税額控除・特別償却制度
- 事業の課税所得控除制度の創設
- 研究開発に係る特例措置の創設

<国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区>

- 地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度創設
- 公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

アジア拠点化

○ 新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)(抄)

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

また、日本を「アジア拠点」として復活させるため、高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討する。

〇 制度概要

<u>趣旨</u>: アジア地域統括拠点や研究開発拠点等の呼び込みを図るため、企業認定等の法的枠組みの下、他のアジア諸国に比肩し得る大胆な税制インセンティブ制度を創設する。

手続: 企業が拠点立地計画を作成し、国に認定申請

国が基本方針に照らし企業を認定

要件: グローバル企業の一定以上の事業規模をもつ拠点の設置

高度人材(経営・研究・技術等)の長期雇用、投資等を通じた経済効果の確保

地域統括・研究開発業務を国内で実施していない 等

- 税制措置に係る具体的要望内容(経済産業省)
 - ・ 認定企業に対する一定期間の法人税負担軽減措置の導入
 - 税制適格ストック・オプション制度の見直し
 - ・ 外国企業役員に対する二重課税排除
 - 事前照会に対する文書回答手続の特例

消費税の課税の適正化について

中小事業者の事務負担に与える影響も勘案し、必要な準備期間を設けつつ、以下の方向の見直しを行ってはどうか。

① 免税事業者の要件の見直し

現 行



当期の扱いは<u>前々期の課税売上高のみ</u>で判定

⇒前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期から



見直しの方向性



課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、翌期から課税事業者とする。ただし、課税売上高に代えて他の簡便な方法(例えば支払給与の額)で判定することもできる。

② 仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

現 行

○ 非課税売上げに対応する仕入については、仕入税額控 除を認めないのが原則。

ただし、<u>売上げのほとんど</u>(95%以上)が課税売上げの場合は、全ての仕入について仕入税額控除を認めている(いわゆる「95%ルール」)。



見直しの方向性

○ 事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている 制度の趣旨に鑑み、<u>この制度の対象者を、中小事業者</u> <u>(例えば1年間の課税売上高が一定金額以下の事業者)に限定する</u>。